

第 1 2 回地方出先機関分科会 議事要旨

1 開催日時 平成 2 1 年 3 月 2 4 日 (火) 14:00 ~ 14:45

2 場所 永田町合同庁舎第 3 共用会議室

3 出席者

[委員会] 小幡主査、浅羽専門委員、石川専門委員、内山専門委員、
工藤専門委員

[事務局] 佐久間事務局長、山谷企画官 他

(議題)

公共サービス改革基本方針案について

事務局から、昨年11月の2次ヒアリング以降の事務局による各省との調整結果を踏まえた公共サービス改革基本方針案・論点等について報告がなされた。その主なものは以下のとおり。

市場化テストの対象とし、次回の公共サービス改革基本方針の改定に反映させる事務・事業は、「地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運營業務」、「地方入国管理局等の在留手続の窓口業務」、「財務局の未利用国有地の管理等業務」、「国税局の電話相談センターにおける相談業務」、「公認会計士試験事業」、「診療放射線技師試験事業等」、「計量士国家試験事業」の7事務・事業とすること。

主な論点は、「財務局の未利用国有地の管理等業務」の市場化テストの実施にあたっては受託事業者の裁量の余地は小さくなると想定されることなど。

その後、公共サービス改革基本方針案・論点等について、質疑及び意見交換がなされた。その主なものは以下のとおり。

市場化テストの対象とする7事務・事業のうち、地方分権改革推進本部の出先機関改革に係る工程表案に定められる事務・事業は、「診療放射線技師試験事業等」及び「計量士国家試験事業」の2事務・事業のみであるが、他の5事務・事業が工程表に定められていない理由如何。

(事務局)他の5事務・事業を所管する地方入国管理局、国税局及び財務局は、地方分権改革推進委員会の主な検討対象機関ではないためである。

ヒアリングの対象としていなかった「計量士国家試験事業」のように自ら市場化テストの実施を申し出る事務・事業があることは良い。

現時点での公共サービス改革基本方針案について、了承する。これ以降の基本方針案の修正等については、事務局から各委員・専門委員に適宜相談することとする。